

香川県職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則をここに公布する。

平成21年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第66号

香川県職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号。以下「条例」という。）第12条第3項又は第13条第4項（条例第14条第2項及び第15条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により退職手当管理機関が行う意見の聴取の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 退職手当管理機関 条例第9条第2号に規定する退職手当管理機関をいう。
- (2) 主宰者 条例第12条第4項、第13条第5項、第14条第3項及び第15条第8項において準用する香川県行政手続条例（平成7年香川県条例第5号。以下「準用行政手続条例」という。）第19条第1項の規定により意見の聴取を主宰する者をいう。
- (3) 当事者 準用行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）という。
- (4) 関係人 当事者以外の者であつて条例に照らし条例第12条第1項（同項第3号に該当する場合に限る。）及び第2項、第13条第1項、第14条第1項並びに第15条第1項から第5項までの規定による処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。
- (5) 参加人 準用行政手続条例第17条第1項の規定により意見の聴取に関する手續に参加する関係人をいう。

(意見の聴取の期日又は場所の変更)

第3条 退職手当管理機関が準用行政手続条例第15条第1項の規定による通知をした場合（同条第3項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、退職手当管理機関に対し、意見の聴取期日等変更申出書（第1号様式）により、当該通知された意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 退職手当管理機関は、前項の規定による申出により、又は職権により、同項の意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

3 退職手当管理機関は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、当事者及び参加人（当該変更の時までに準用行政手続条例第17条第1項の規定による求めに応じ、又は同項の規定による許可を受けた者に限る。）に対し、当該変更後の意見の聴取の期日又は場所を通知しなければならない。

（関係人の参加）

第4条 準用行政手続条例第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の4日前までに、参加人許可申請書（第2号様式）を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、準用行政手続条例第17条第1項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った関係人に対し通知しなければならない。

（文書等の閲覧）

第5条 準用行政手続条例第18条第1項の規定による閲覧の求めは、文書等閲覧請求書（第3号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 退職手当管理機関は、準用行政手続条例第18条第3項の規定により閲覧について日時及び場所を指定したときは、速やかに、当該日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下「閲覧請求者」という。）に対し通知しなければならない。この場合において、指定する日時及び場所は、意見の聴取の期日における審理のための閲覧請求者の準備を妨げるものであってはならない。

3 退職手当管理機関が準用行政手続条例第18条第2項の閲覧について同条第3項の規定によりその日時及び場所を指定するときは、主宰者は、準用行政手続条例第22条第1項の規定により、当該指定する日後の日を新たな意見の聴取の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名）

第6条 準用行政手続条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、意見の聴取の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が準用行政手続条例第19条第2項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、退職手当管理機関は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人）

第7条 準用行政手続条例第20条第3項の許可の申請は、意見の聴取の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書（第4号様式）を主宰者に提出することにより行うものとする。ただし、準用行政手続条例第22条第2項本文（準用行政手続条例第25条後段において準用する場合を含む。）

の規定により通知された意見の聴取の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた準用行政手続条例第20条第3項の許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、準用行政手続条例第20条第3項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った当事者又は参加人に対し通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

(参考人)

第8条 主宰者は、必要があると認めるときは、参考人（意見の聴取に係る事案に関する専門的事項、当該事案の事実関係等について証言する者をいう。以下同じ。）に対し、意見の聴取の期日に出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(意見の聴取の期日における陳述の制限等)

第9条 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該意見の聴取に係る事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者が行う陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の期日における審理の秩序を維持するために必要があると認めるときは、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命じ、その他意見の聴取の期日における審理の秩序を維持するために必要な措置をとることができる。

(意見の聴取の期日における審理の公開)

第10条 退職手当管理機関は、意見の聴取の期日における審理を公開により行うときは、当該意見の聴取の期日及び場所を公示するものとする。

この場合において、退職手当管理機関は、当事者及び参加人に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 退職手当管理機関は、前項の規定による公示後において、第3条第2項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、当該変更後の期日又は場所を公示するものとする。

(陳述書の記載事項)

第11条 準用行政手続条例第21条第1項の陳述書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 陳述書を提出する者の氏名及び住所
- (2) 意見の聴取の件名
- (3) 意見の聴取に係る不利益処分の原因となる事実

(4) 意見の聴取に係る事案についての意見

(意見の聴取調書及び報告書の記載事項等)

第12条 準用行政手続条例第24条第1項の調書（以下「意見の聴取調書」という。）には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合にあっては、第4号、第7号及び第8号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、主宰者が記名押印しなければならない。

(1) 意見の聴取の件名

(2) 意見の聴取の期日及び場所

(3) 主宰者の氏名及び職名

(4) 当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人並びに参考人（以下「当事者等」という。）のうち意見の聴取の期日に出頭した者の氏名及び住所

(5) 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の住所及び氏名

(6) 当事者又はその代理人が意見の聴取の期日に出頭しなかったときは、その出頭しなかったことについての正当な理由の有無

(7) 説明を行った退職手当管理機関の職員の氏名及び職名

(8) 退職手当管理機関の職員の説明の要旨

(9) 当事者等の陳述（準用行政手続条例第21条第1項の陳述書によるものを含む。）の要旨

(10) 準用行政手続条例第21条第1項の規定により証拠書類等が提出されたときは、その標目

(11) その他参考となるべき事項

2 意見の聴取調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 準用行政手続条例第24条第3項の報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、かつ、主宰者が記名押印しなければならない。

(1) 意見の聴取の件名

(2) 意見

(3) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

(4) 理由

(意見の聴取調書及び報告書の閲覧)

第13条 準用行政手続条例第24条第4項の規定による閲覧の求めは、意見の聴取調書等閲覧請求書（第5号様式）を、意見の聴取の終結前にあっては当該意見の聴取の主宰者に、意見の聴取の終結後にあっては退職手当管理機関に提出することにより行うものとする。

2 主宰者又は退職手当管理機関は、準用行政手続条例第24条第4項の規定による閲覧の求めに応ずる場合において、当該閲覧について日時及び場所を指定するときは、速やかに、当該日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者又は参加人に対し通知しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

意見の聴取期日等変更申出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

年 月 日に において行われる意見の聴取の期日
（場所）については、下記のとおりやむを得ない理由があるので、その変更を申し出ます。

記

意見の聴取の 件 名	
理 由	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

参 加 人 許 可 申 請 書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

㊟

年 月 日に において行われる意見の聴取に関する
手続に参加することを申請します。

記

意見の聴取の 件 名	
意見の聴取に 係る不利益処 分につき利害 関係を有する ことの具体的 な 疎 明	
連 絡 先	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

文 書 等 閱 覧 請 求 書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

年 月 日に において行われる意見の聴取に関し、
下記の標目に係る資料の閲覧を求めます。

記

意見の聴取の 件 名	
閲覧をしよう とする資料の 標 目	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第4号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

年 月 日に において行われる意見の聴取については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

意見の聴取の 件 名	
住 所	
氏 名	
当事者又は参 加人との関係	
補佐する事項	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

意見の聴取調書等閲覧請求書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

年 月 日に において行われた意見の聴取に関し、
下記の標目に係る資料の閲覧を求めます。

記

意見の聴取の 件 名	
閲覧をしよう とする意見の 聴取調書又は 報告書の別	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。